

碧南市景観計画

素案

この素案は現時点の事務局案であり、今後の検討に応じて
内容を見直していきます。

平成 23 年 1 月
碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 碧南市景観計画の意義	1
1 碧南市における景観計画	1
(1) 景観計画策定の背景と目的	1
(2) 景観計画の役割	2
2 景観計画の位置づけ	3
(1) 景観計画と上位・関連計画の整理	3
(2) 景観計画と各種法制度との連携	4
(3) 景観計画と景観条例の関係	4
(4) 計画期間と見直し	4
3 景観計画の構成	5
第1章 景観計画区域の設定	6
(1) 碧南市の景色特性	6
(2) 景観計画区域	10
第2章 良好な景観の形成に関する方針	11
1 景色づくりの基本的な考え方	11
(1) 基本理念	11
(2) 景色の将来像と基本目標	13
2 市全域にかかる景色づくりの基本方針	16
3 地域区分別の景色づくりの基本方針	18
■線的要素	
(1) 旧海岸線基本軸	21
(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸	24
(3) 旧堤防基本軸	27
(4) 矢作川基本軸	29
(5) 蜷川基本軸	32
(6) 新川基本軸	35
(7) 堀川基本軸	38
(8) 旧名鉄三河線基本軸	41
■面的要素	
(1) 油ヶ淵ゾーン	43
(2) 集落ゾーン	46
(3) 近代開拓ゾーン	54
(4) 新市街地ゾーン	57
(5) 臨海ゾーン	60
(6) 田園ゾーン	63
(7) 新田開発ゾーン	65

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限	67
1 事前協議・届出について	67
2 届出対象行為	69
(1) 建築物	69
(2) 工作物	70
(3) 開発行為	71
(4) 届出の適用除外等	72
3 景観形成基準	
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
1 景観重要建造物の指定の方針	
2 景観重要樹木の指定の方針	
第5章 良好な景観の形成のために必要な事項（選択事項）	
1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	
3 景観重要公共施設の占用等の許可基準	
4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	
第6章 景色づくりの推進に向けて	

注) 今回の検討内容

序 章 碧南市景観計画の意義

1 碧南市における景観計画

(1) 景観計画策定の背景と目的

国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置づけ、さらに平成16年6月には「景観法」を制定して、市町村などが地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。

こうした中、本市では、平成16年度から平成18年度に市民意向調査やワークショップを実施して市民の景色に対する意識を把握しながら、景色づくりに関する基本的な考え方や、景色づくりに向けた具体的な取組内容を示した「碧南市景色づくり基本計画」（平成19年3月）を策定しました。

「碧南市景色づくり基本計画」では、景色をみんなのものにする「景色の共有化」、持続可能な景色づくりを推進するための「景色を守り・育む」の基本的な2つの取組方針を打ち出しており、当面取組むべき施策として「景色の共有化」を推進しています。具体的には、平成17年度から平成22年度に地区別の景色を集める会、景色を語らう会の開催、平成19年度に市内6地区における景色づくり出前講座の開催、平成20年度から碧南の景色フォトコンテストの開催などの、市民を対象とした多様な取組を実施してきました。

また、「第5次碧南市総合計画」（平成22年3月）では、重点的な取組「清らかな水と豊かな緑」を示し、「先人が親しみ、育んできた恵まれた自然環境や、今まで築いてきた財産を保全、整備、再生、連携することにより、さらに美しい郷土へきなを創造し、次代へ継承していくこと」として、景観法に基づく景観計画の策定の必要性を示しています。

これを受けて、本市は平成23年2月27日に景観行政団体[※]になりました。

本計画は任意計画である「碧南市景色づくり基本計画」の考え方を継承しつつ、景観法に基づく景観計画に移行することで、本市が持つ様々な資源を利活用・再生・創造し、市民・地域の結びあいや新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的とします。

(2) 景観計画の役割

①碧南市の景色づくりの総合的な指針

本市には、特別な景勝地や際立った観光資源はみられません。しかし、私たちが日常的に目にする景色は「暮らしを創る場」の基調となるもので、慣れ親しんだ大切な資源といえます。

これらの「景色を守り・育む」ために、本市の景色の将来像や、地域に応じた基本方針を示すことで、景色づくりを実現していくための総合的な指針としての役割を担います。

②地域特性に応じた実効性のあるルール

今日まで続く長い歴史のなかで、市民と風土に育まれてきた碧南の景色を大切に守り、次の世代にも残し伝えていくことが大切です。

景観法に基づく土地利用などの制限や誘導の具体的な基準を示すことで、さらに美しい郷土へきなを創造していくためのルールとしての役割を担います。

③協働による景色づくりのガイドライン

「景色を守り・育む」主役は私たち一人ひとりであり、市民、事業者、行政などの相互のパートナーシップの確立が必要です。

景色づくりの共通理解を深めるため、基本的な考え方や計画の実現を図るための取組などについて示すことで、住民、事業者、行政が協働して景色づくりを持続的に進めていくためのガイドラインとしての役割を担います。

2 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画と上位・関連計画の整理

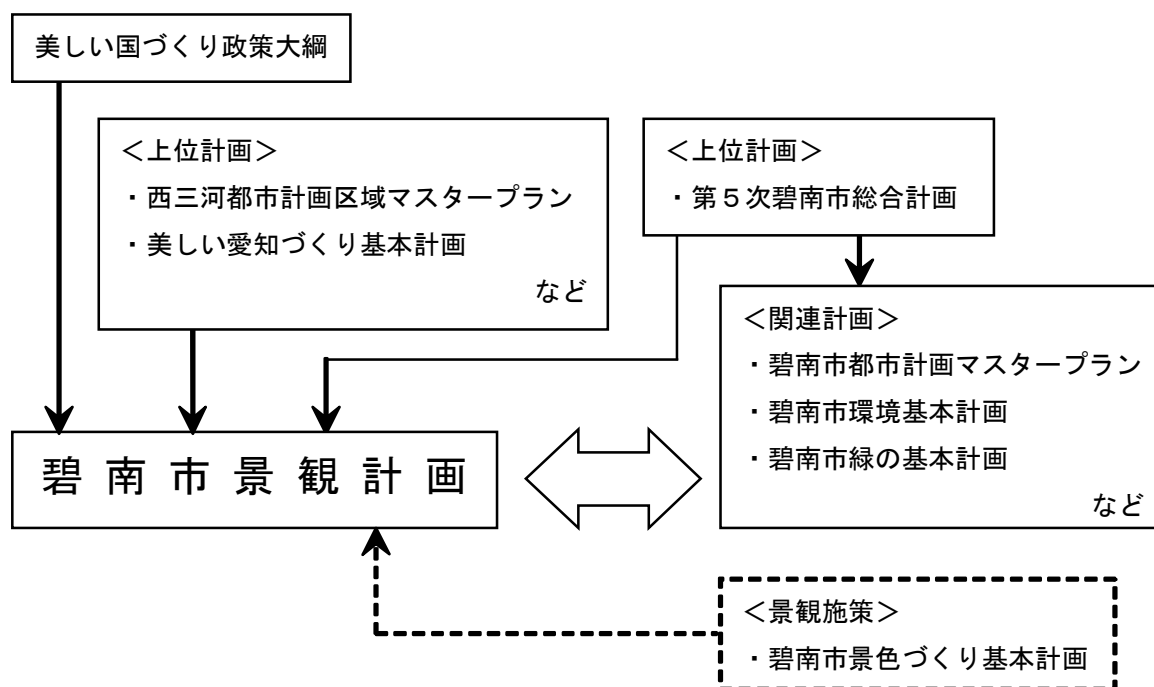
本計画は、景観行政団体※である本市が景観法第8条第1項に基づき、策定する景観計画です。

景観計画では、本市の景色の特性や課題、これまでの取組を踏まえて、以下のうち①から⑦について定めるほかに、景色づくりの推進のための施策もあわせて定めています。

景観計画において定める項目（景観法第8条、第16条関係）

必須事項	①景観計画区域 ②景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 ③良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ④景観重要建造物・樹木の指定の方針
選択事項	⑤屋外広告物の表示・掲出に関する事項 ⑥景観重要公共施設に関する事項 ⑦景観農業振興地域整備計画に関する事項 ⑧自然公園法の許可の基準

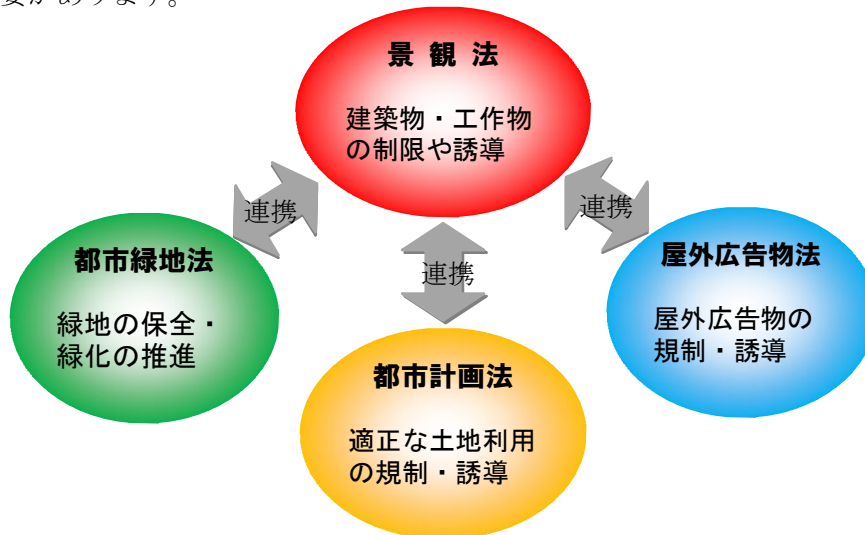
また、「第5次 碧南市総合計画」、「碧南市都市計画マスタープラン」、「碧南市環境基本計画」などの上位・関連計画と整合を図っています。



碧南市景観計画の位置づけ

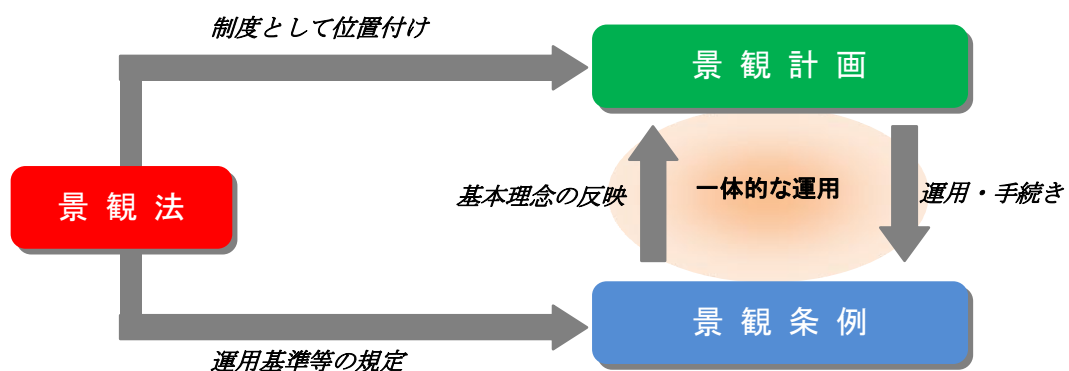
（２）景観計画と各種法制度との連携

景色づくりを積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけでなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



（３）景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観条例と一体となって運用することにより、本市独自の景観施策が可能となります。具体的には、景観計画に示す届出や勧告による緩やかな制限や誘導について、地域の個性が反映できるよう、対象行為の付加、除外や変更命令について景観条例に定めることができます。



（４）計画期間と見直し

本計画は、本市の景色を次世代に継承することを目指して、遠い未来を思い描きつつ、実効性の高い計画とするため、計画期間は平成 34 年とします。また、社会情勢の変化、市民、事業者、行政の意識の高まり等、必要に応じて見直しを行っていくこととします。

3 景観計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

序章 碧南市景観計画の意義

景観計画策定の背景と目的、景観計画の役割、位置付けを示す。

第1章 景観計画区域の設定

碧南市の景色特性を整理して、景観法に基づく景観計画区域を示す。

(第8条第2項第1号)

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

景色づくりの基本理念、景色の将来像と基本目標を示す。

2 市全域にかかる景色づくりの基本方針

基本目標ごとに市全域の景色づくりの基本方針を示す。

3 地域区分別の景色づくり基本方針

地域区分ごとの景色資源、歴史と景色特性、課題、基本方針を示す。

(第8条第2項第2号)

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景色づくりを誘導するために、個別の建築活動等における「届出対象行為」及び「景観形成基準」を示すとともに、必要な手続きの仕組みを示す。

(第8条第2項第3号、第16条第1項各号、第16条第7項第11号)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と基準を示す。

(第8条第2項第4号)

第5章 良好な景観のために必要な事項（選択事項）

良好な景色の保全・形成など、必要に応じて運用基準を示す。

(第8条第2項第5号)

第6章 景色づくりの推進に向けて

ルールを育む仕組み、人を育む仕組み、景色づくりの制度と進め方、景色づくりの施策や事業を示す。

第1章 景観計画区域の設定

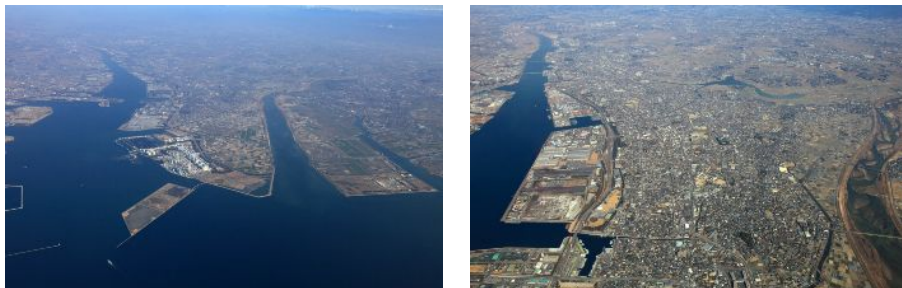
(1) 碧南市の景色特性

本市の景色特性の整理にあたっては、本市の景色の特徴を際立たせるために、「水と緑に囲まれた潤いを与える景色」、「発展の歴史を映す多様な景色」、「歴史や産業、地域の特徴を表す景色資源」という3つの視点を設けています。

①水と緑に囲まれた潤いを与える景色

「水がかたちづくる骨格」

北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水に囲まれ、これらは地形の骨格となっています。



「地形の変遷を表す大地」

標高※は最も高い地域で11m程度となっており、矢作川の右岸に広がる碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地、衣浦港（衣ヶ浦湾）に面した地域を造成した臨海部に大きく区分されます。



「水辺がつくりだすまとまりと潤い」

矢作川や油ヶ淵をはじめとする河川や湖などは、地域を分けるだけでなく、景色の構成に変化をもたらす「ふちどり」として重要な景色となっています。



「微地形にみる旧海岸線」

旧海岸線や道に沿ってつらなる斜面林、緑地、切り通し※が微地形をなし、魅力的な景色を構成しています。

②発展の歴史を映す多様な景色



「農業がつくる田園の景色」

東部を流れる矢作川は現在の流れではなく、東側は古くは海で入江を形成して、油ヶ淵は海に接する最も大きな入江になっていました。江戸時代になって、開削により矢作川が流入するようになると、運ばれてきた砂により浅瀬となり、新田開発が行なわれ、広大な農地が形成されました。現在、県内でも有数の農作物の生産地として、田園やにんじん畑などは、「まとまり」のある景色となっています。



「工業がつくる活力ある景色」

臨海部は、昭和 32 年に衣浦港が国の重要港湾の指定を受け、臨海工業地帯として発展しました。ボードウォークや新川港、大浜漁港と発電所をはじめとする様々な工場や船舶などを眺めることができ、「みはらし」を演出する重要な視点場の役割を担っています。



「歴史が育んだそれぞれの地域の顔」

本市は合併により市街地が拡大していく中で、それぞれの地域で、時代の流れとともに育まれた住宅地として「まとまり」のある景色が形成されてきました。なかには黒壁や板壁を基調とした古くから続く建築様式もみられる一方、近年は建築物の外装など多様化しています。



「名鉄三河線の走る景色」

本市と高浜市、刈谷市、知立市をつな名鉄三河線は、本市の軸となる重要な要素で、市民の足として利用されています。また、名鉄三河線の鉄道駅周辺は、本市の都市拠点として古くから栄えた商店街がみられます。

③歴史や産業、地域の特徴を表す景色



「市内に点在する寺社」

鎌倉時代にはじまった新仏教により、多くの寺社がみられます。



「歴史を物語る建造物」

江戸時代中期には大浜港などの港を拠点として醸造業や窯業が栄え、現在も九重味噌などの味噌・味噌工場や酒屋といった江戸時代以降の歴史的建造物や、衣浦温泉や旧大浜警察署といった近代の歴史的建造物なども残り、「めじるし」となる景色となっています。



「コミュニティがつくるまちなみ」

歴史的建造物を囲い、「ふちどり」や「まとまり」の役割を果たしている黒壁や板壁の連なり、路地や坂道は、本市の特徴として魅力的な景色となっています。



「暮らしに根づいた歴史的資源」

常夜燈や地蔵、碑といった「めじるし」となる歴史的な景色の資源も多く残っています。

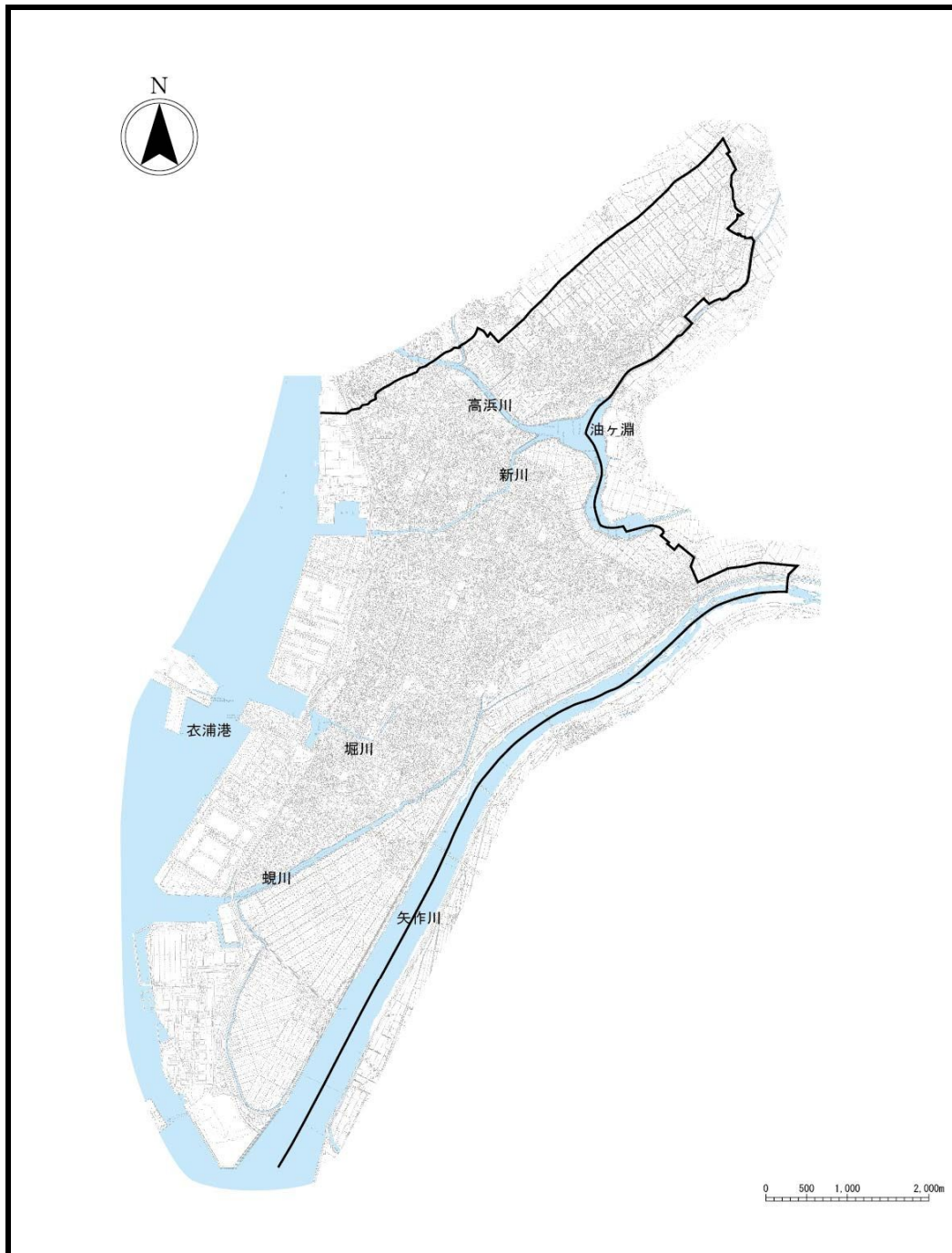


碧南市の景色特性

（２）景観計画区域

本市は、「碧南市景色づくり基本計画」に基づいて、市全域を対象に様々な景色づくりに取り組んできました。

このような現状や経緯を踏まえて、引き続き市全域に広がる様々な景色資源を対象に景色の保全、創出や調和のある景色づくりが必要であると考え、市全域を景観法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）とします。

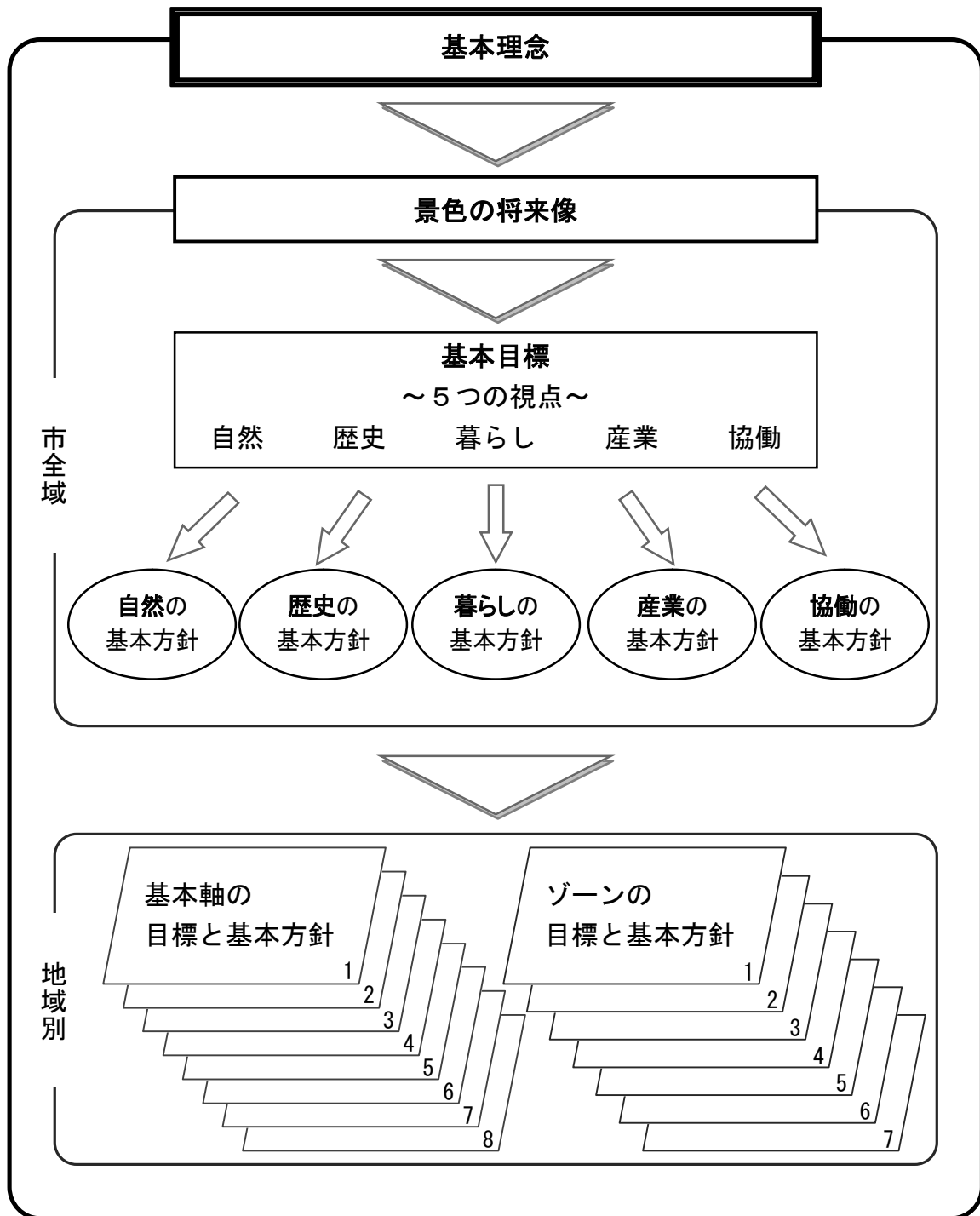


景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

愛知県及び本市の上位・関連計画などに定められた景色づくりの方向性を踏まえ、景色づくりの基本的な考え方を定めます。また、下記に景色づくりの考え方の関係を示します。



(1) 基本理念

- ・今日まで続く本市の歴史・文化と風土のなかで、市民とともに育まれてきた地域特有の景色は、将来にわたって受け継がれていくべき本市の財産と捉えます。
- ・景色の保全・活用を図りながら、さらには新たな景色を創出することにより、碧南らしい魅力ある景色づくりに取組みます。
- ・景色づくりを通して、市民、事業者、行政の協働によりみんなが「心豊かに暮らせるまち」を創出し、碧南の景色が次世代へと受け継がれていくことを目指します。

■ 景色とは…

「景観」はドイツ語の **Landschaft** の訳語として明治時代に生まれ、主に学術用語として使われてきた言葉です。意味は、古くから日本人が使ってきた「風景」や「景色」とおおむね同じで、「景観」よりも「風景」や「景色」の方が馴染みやすい言葉とされています。

本市においては、生まれ育ったまちかどを懐かしく、愛おしいと思うような穏やかな「景色」がたくさん残っています。

また、今まで以上に市民と行政が一体となって取組まなければ実現しないテーマであり、市民の役割が大きいことから、「景観」より「景色」がふさわしいと考えます。

景色は、個人の体験である。

しかし、その体験を共有することで、個人の景色は共有の景色になり、
みんなのものになっていく。

みんなのものにしておかない景色は、いつの間にか、
無くなってしまうものである。

(愛知県・碧南市主催 景観シンポジウム

京都大学大学院 樋口忠彦教授基調講演 (H18.11.5) より)

■ 景色づくりとは…

景色づくりを行っていくためには、まず自分が気になる景色や美しいと感じる景色は何なのかを意識することから始まります。次に他人との共通点や地域性を見つけ、まちの共通の景色資源として評価していくことが重要です。

また、景色づくりは、古い資源を守ること（今ある資源同士を調和させること）と同時に、新しい資源をつくること（古い資源と対比させること）で古い資源と新しい資源の両方が輝くようになります。

(碧南市主催 景観行政団体化記念講演会

愛知県立芸術大学 水津功准教授基調講演 (H23.2.27) より)

（２）景色の将来像と基本目標

基本理念を実現するうえで、本市が目指すべき「景色の将来像」と５つの「基本目標」を設定します。

①景色の将来像

景色の将来像

補足資料 p. 1 に事務局案を提示

②基本目標

「景色の将来像」を実現するために、景色づくりに関する「基本目標」を掲げ、「自然」、「歴史」、「暮らし」、「産業」、「協働」の５つの視点をもとに、その基本的な考え方と施策の方針を整理します。

目標１：水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくり

本市の北部は油ヶ淵、東部は矢作川、西部と南部は衣浦港と周囲を水と緑に囲まれ、市街地の外縁部には農地が広がっています。市街地は崖地の斜面林や社寺林などの緑が点在しています。

先人が親しみ、育んできたこの恵まれた自然環境は、多様な生物の生息空間であると同時に、市民に快適さと潤いを提供する身近な空間であり、良好な都市環境を形成する軸として、市民の心象風景※になっています。

自然の分野では、これらの資源は本市の骨格と捉え、水と緑を軸として自然とふれあえる景色づくりを目指します。

目標２：先人からの伝統や歴史的資源を守り活かす景色づくり

本市は昭和 23 年に大浜町、新川町、棚尾町、旭村の合併により誕生し、昭和 30 年に明治村大字西端を編入合併したことを背景に、寺社などの歴史的建造物、祭礼など地域の歴史や文化を伝える貴重な資源が点在し、歴史を感じさせる町並みが現在も残っています。

こうして守り育まれた歴史・文化資源は、地域を代表するシンボルであり、市民が共通の価値感を持ち、地域の伝統・文化として次世代に継承されるべき重要な役割を担うとともに、文化振興や観光振興などのまちづくりに活用できる資源となっています。

歴史の分野では、これらの資源は地域を象徴するものと捉え、積極的に保全・活用することで個性ある景色づくりを目指します。

目標 3：安心・安全で豊かな暮らしを育む景色づくり

近年、地震、洪水などの自然災害、市民生活を脅かす犯罪、交通事故など、多くの市民が不安を感じる出来事が増えています。本市は、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、安心・安全に対する関心の高まりに対応することが求められています。

一方で、本市は、標高 11m 程度を最高地点とし、水と緑にふれあえる自然環境に恵まれた集落や新たに開発されたゆとりある住宅地など、地域独自の住まいが形成されています。また、暮らしを支える公園・緑地、街路樹などの市街地の緑、市役所や図書館、市民病院などの公共施設、生活道路などの生活空間がみられます。

暮らしの分野では、市民が安心・安全に暮らし続けられるまちづくりを推進しながら、景色づくりを通して生きがいや楽しみを育むことができるように、快適で文化性の高い豊かな暮らしの景色づくりを目指します。

目標 4：交流とにぎわいを創出する景色づくり

本市は、海上交通の要衝となる港町として開け、伝統的産業や農地開発によって発展を続けてきました。また、工業化が進むとともに、広域の活力を牽引する衣浦港を活かし、臨海工業地帯の造成が進められてきました。本市には、こうした産業の集積を支える港湾、道路、鉄道などの社会基盤施設が整い、本市の都市拠点となる鉄道駅周辺には商業施設や市役所などの業務施設が立地し、市民の日常生活に密着した商店街がみられます。

駅、港、橋などはまちの玄関口であり、商店街はにぎわいや活気を創出する重要な役割を果たします。都市計画道路※などの幹線道路は、街路樹などにより都市環境にゆとりと潤いを与え、都市的な景色を形成しています。臨海部の臨海工業地帯は輸送用機器、鉄鋼、食品、エネルギー関係などの工場が立地し、物流・生産活動の拠点としてダイナミックな景色を形成しています。古い歴史を有する地場産業は、本市の個性ある観光資源として新たな交流を生み出すことが期待されます。

産業の分野では、これらの産業資源の活力を活かして、魅力的な景色づくりを目指します。

目標 5：協働により成長し続ける景色づくり

戦後、急激な社会情勢、生活スタイル、人の価値観が変化するなかでまちの景色は大きく変わってきました。このような時代の変化に対し、近年、大切な景色を失っていくことへの危機感を強め、様々な主体が各々の方法で景色を守り・育む取組を行っています。

本市では「心に残る景色を集める活動」や「大浜てらまちウォーキング」等、市民、事業者、行政が一体となった活動が活発に行われています。良好な景色づくりには、市民一人ひとりが景色づくりに対して高い関心を持ち、市民一人ひとりが主役の景色づくりをしていくことが大切です。

そのためには、景色づくりとともに景色づくりに関わる人材を育成していく必要があります。景色づくりへの啓発活動や、活動団体への更なる支援などを、継続して段階的に行っていく、意識を醸成していくことが重要です。そのうえで、地域の人で地域の景色像を共有しながら、景色を守り・育む活動の推進が期待されます。

協働の分野では、景色づくりへの意識を醸成させて、景色づくりに関わる人材の育成、景色づくりに関するルールや取組を地域の実情に合わせてゆつくりと変化させながら、協働により成長し続ける景色づくりを目指します。

2. 市全域にかかる景色づくりの基本方針

市全域の基本方針は、「景色の将来像」や「基本目標」に対する方針を示すものです。また、「景色の将来像」、「基本目標」、「市全域の基本方針」を受けて、地域区分別の基本方針を示します。

①自然

- 市民にゆとりと潤いを与える水辺空間や自然環境の創出により水と緑のネットワーク※を形成し、生物多様性※の保全を図ります。
- 水質浄化、公共下水道の普及やごみ対策などにより、海、河川、湖沼や水路の水辺環境の改善に努めます。
- 地域の特徴的な自然資源である斜面林や緑地の保全・活用を図ります。
- 市民にやすらぎを与える緑の景色として、市街地周辺の一団の農地の保全を推進します。
- 広域的な視点場※からの眺望を保全するために必要な規制や誘導を図ります。

②歴史

- 歴史と共に守り育まれてきた社寺林や地域のシンボルとなる樹木などの保全・活用により、水と緑のネットワーク※を形成します。
- 市内に点在する寺社、常夜燈、石碑など歴史的な趣を際立たせる地域資源を活用した景色づくりを推進します。
- 忘れつつある地域の歴史的シンボル等をまちの財産として新たに発掘し、市民共有の景色資源として保全・活用を図ります。
- 寺社や路地のある古いまちなみの景色を保全・活用する仕組みやルールづくりを検討します。
- 地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木の中で、景色づくりにおいて重要なものを景観重要建造物や景観重要樹木に指定し、保全、活用を図ります。
- 祭りや伝統的行事を通じて、歴史的・文化的な景色の継承に努めます。

③暮らし

- 身近な空間の緑化や水辺空間の創出により、水と緑のネットワーク※を形成し、良好な住環境の創出を目指します。
- 市民がやすらぎを感じ、地域への親しみと愛着を持って暮らせるまちなみの保全・創出を図ります。
- 子どもからお年寄りまでの、誰もが分かりやすく使いやすい、ユニバーサルデザイン※に配慮した景色づくりを推進します。
- 路地は、防災・防犯などの安全性や利便性を確保しながら、空間としての魅力を維持できるよう、地域の要望を踏まえ保全・活用を検討します。
- 公園・緑地は、レクリエーション機能や防災機能の強化を念頭に置き、協働手法を用い、歴史、自然などの地域性に配慮した景色の創出に努めます。
- 行政サービス施設や文化施設などの公共施設は、景色づくりの先導役となるように、周辺の環境や景色との調和に配慮して整備します。

④産業

- 道路緑化や臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全・活用により、市街地の景色に潤いを与える基幹的な水と緑のネットワーク※を形成します。
- 碧南中央駅などの駅周辺は、市の顔としてふさわしい魅力的な都市の景色づくりを推進します。
- 商業機能は駅を中心に集積を図りながら、緑化の推進や沿道のにぎわいの連続性に配慮したまちなみの形成を図ります。
- 幹線道路は優先順位を考慮し電線類の地中化を図ります。
- 街路樹や沿道の緑化による緑豊かな都市空間の創出を図り、地域や路線ごとに樹種の選定や剪定などの管理のあり方を検討します。
- 臨海工業地帯は、市街地や対岸からの眺望に配慮した規制や誘導を図るとともに、緑化により緑豊かな景色の創出を促進します。
- 地場産業が立地している地域は、働く場と周辺の生活の景色との調和に努めます。
- 屋外広告物はデザインや質、適正な規模など、地域特性に応じた規制や誘導を推進します。

⑤協働

- 水と緑のネットワーク※の形成に向けて、協働による全市的な取り組みの実現を図るため、緑化や維持管理の体制づくり、支援、普及啓発活動の充実を推進します。
- 市民、事業者、行政が景色づくりへの関わりをともに理解し合い、協働による景色づくりを推進します。
- 景色の保全・活用・創出のために、市民、事業者との合意形成を図る手段や方法などを継続的に検討します。また、景色づくりの意識が高まった地域では景色像を共有しながら、良好な景色づくりに向けた制限や誘導、事業などを継続的に推進します。
- 景色づくりへの意識の醸成を図りながら、緩やかな誘導から規制へと段階的に移行できる仕組みづくりを検討します。
- 市民・事業者の発意に基づく、身近な景色づくりの取組を支援する仕組みづくりを検討します。
- 社会情勢などにより変化する景色や市民意識の高まりに応じて景観計画の見直しを検討します。

3 地域区分別の景色づくり基本方針

地域区分別の基本方針は、それぞれの地域が目指す「景色の将来像」に対する本市の方針を示すものであり、後述の「良好な景観の形成のための行為の制限」を設定する際の基本的な考え方となるものです。

《地域区分の考え方》

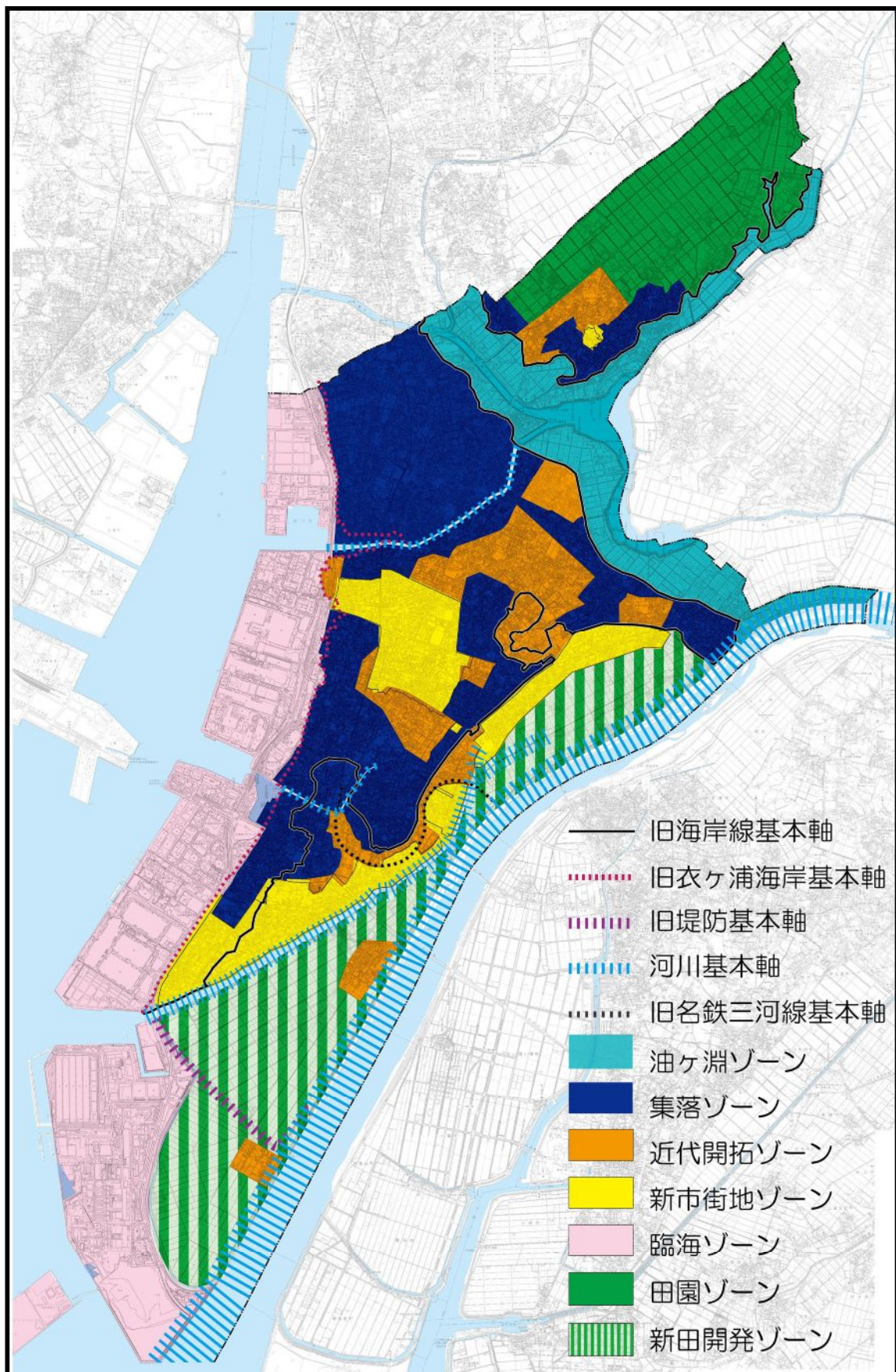
本市には、矢作川や油ヶ淵といった水辺の景色や、臨海部に広がる工業地の景色、広大な田畑の景色、歴史的建造物や路地の景色など、様々な景色が存在します。特に、地形の成り立ちを物語る旧海岸線は、微地形をつくり出し、本市の特徴となる景色を育んできました。景観計画では、このような本市の景色特性を活かし、地域の実情に応じた景色づくりや、市民の景色づくりに対する合意形成を得やすくするため、以下の8つの線的要素と7つの面的要素を地域区分として設定します。

■【線的要素】 基本軸	■【面的要素】 ゾーン
旧海岸線や河川など、類似する景色特性を持った線的なつながりのある区域のことを言います。	自然的条件や歴史の変遷など、類似する景色特性を持った面的なまとまりのある区域のことを言います。
(1) 旧海岸線基本軸 (2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸 (3) 旧堤防基本軸 (4) 矢作川基本軸 (5) 蜷川基本軸 (6) 新川基本軸 (7) 堀川基本軸 (8) 旧名鉄三河線基本軸	(1) 油ヶ淵ゾーン (2) 集落ゾーン (3) 近代開拓ゾーン (4) 新市街地ゾーン (5) 臨海ゾーン (6) 田園ゾーン (7) 新田開発ゾーン

ゾーンにおいて、基本軸と隣接する地域は、基本軸の景色を構成しています。そのため、基本軸と重複している地域においては、ゾーンと基本軸のそれぞれの基本方針により景色づくりを行っていきます。



基本軸とゾーンの関係



景観計画区域の地域区分図

《景色資源の抽出の考え方》

- ・景色資源の抽出にあたっては、「都市デザイン文化賞」、「広報へきなん 碧南の町並み」、「保存樹・保存樹林（市指定）」、「へきなん市民遺産マップ」、「文化財指定」、「彫刻のあるまちづくり」、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」、「心に残る景色を集める活動」など、過去のような分野の景観施策から主な資源を記載しています。
- ・「都市デザイン文化賞」からは、代表するものとして「大賞」を、「文化財指定」からは、建築物と無形民俗文化財を抽出しています。
- ・「心に残る景色を集める活動」からは、場所が特定できるものを抽出しています。
- ・その他に、主な公共施設や都市基盤施設などを追加しています。

《景色資源の抽出のための3つの視点》

各地域がどのような景色資源を有しているかを「めじるし」、「つらなり」、「ひろがり」の3つの形態に注目して整理しました。

イ. めじるし

地域のシンボルとなる建造物や目印として認識、あるいは記憶されることの多い単体の資源を指します。

【主な資源】

寺社、民間施設、公共施設、石碑、地蔵、門、野外彫刻、特徴のある樹木、公園、祭り

ロ. つらなり

道路や河川のように連続性を感じさせる「みちすじ」や、橋梁のように資源を結ぶ役割を持つ「まじわり」、海岸や港の^{きわ}際がつくり出す「ふちどり」といった線的な印象を受ける資源を指します。

【主な資源】

小道、路地、地形が表れる道、緑のつらなり、大きな通り、橋梁、河川、水路、海、湖、しきり

ハ. ひろがり

個々の資源が複数集まり、一体的な印象を持たせる「まとまり」のある資源や、高い位置から見渡す景色などの「みはらし」から受ける広大な印象を持つ資源を指します。

【主な資源】

寺社の緑、田園、畑、家並み、商店街、産業、海、緑

(1) 旧海岸線基本軸

1600 年代の海岸線を基にした旧衣ヶ浦沿いの海岸線を除く、海岸線の名残が感じられる資源をおおむね含む幅約 30m の範囲です。

丸栄陶業(株)本社屋(H元)

栄願寺、石碑

切り通し

西端里地

碧南工業高校

斜面林

応仁寺、石碑

(主)安城碧南線

斜面林

第2配水場

旧碧南用水

常夜燈

斜面林

旧海岸線

霞浦神社、ケヤキ

大浜小学校

八柱神社

権現崎灯台、権現崎緑地

常夜燈

連合用水

天満社

(一)米津碧南線

八重酒造味醂

めじるし

つらなり

ひろがり

21

旧海岸線基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・天満社(天神町) ・八柱神社(弥生町) ・栄願寺(吹上町) ・応仁寺(油渕町) ・霞浦神社(平七町)	緑のつらなり	・斜面林 ・西端里地(坂口町)	まとまった緑	・八柱神社(弥生町) ・霞浦神社(平七町)
民間施設	・八重酒造味噌 ・丸栄陶業(株)本社屋 (白沢町・H元)	海の記憶	・旧海岸線		
公共施設	・第2配水場 ・大浜小学校 ・碧南工業高校	河川、水路	・旧碧南用水(鷺林町) ・連合用水(神有町)	—	—
シンボル	・常夜燈(鷺林町、天神町) ・石碑(吹上町、油渕町) ・権現崎灯台	大きな通り	・(一)米津碧南線	—	—
公園	・権現崎緑地	境界	・切り通し*	—	—
樹林	・霞浦神社のケヤキ (平七町)				

③歴史と景色特性

- ・1600年代の旧海岸線は、斜面につらなる緑や崖地としてはっきりとその姿を残しています。
- ・わずかな高低差がつくりだす、微地形からも旧海岸線の名残が伺えます。
- ・本市を縁取る斜面林は、本市の骨格として重要な景色資源となっています。
- ・旧海と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、緑のつらなりや江戸時代中期に建てられた石造の常夜燈など、名残を留めた資源が点在しています。
- ・中山町や二本木町、荒子町などでは、斜面につらなる緑が市街地の背景となり、都市の貴重な緑として重要な役割を担っています。
- ・農地への配水および農地からの排水を円滑に行う用水路は、本来の機能に加え親水性や生物多様性など多くの機能を有します。また、道路や宅地と一体となりながら市街地を通り、身近な景色資源となっています。



緑のつらなり(坂口町)



斜面につらなる緑(若宮町)



常夜灯(天神町)

④景色づくりの主な課題

- ・旧海岸線をふちどる斜面林や用水路などの景色資源を保全・活用する必要があります。
- ・旧海岸線周辺の景色資源は、周辺の景色と自然環境に配慮しながら結びつけることで、新たな環境や文化の創出を図る必要があります。

- ・旧海岸線の斜面林や寺社の樹木などの景色資源に配慮した建築物などに対するルールづくりが求められます。



旧碧南用水(鷺林町)

⑤景色づくりの目標と基本方針

旧海岸線の記憶をたどり風土を活かす景色づくり

分野	基本方針
自然	・旧海岸線基本軸の景色資源を散策道などで結びつけ、旧海岸線の歴史を感じられる新たな水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。 ・斜面林、西端里地、旧碧南用水、連合用水、社寺林などを保全し、生物多様性に配慮します。 ・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。 ・旧海岸線の斜面林や里地、緑のつらなりは、地域を象徴する自然の景色資源として保全・活用を図ります。
歴史	・旧海岸線基本軸の景色資源は、地域の歴史を物語る重要な景色資源として、保全を図ります。 ・案内板、誘導板や散策道などにより景色資源を結び、歴史を感じられる新たな空間の創出に努めます。
暮らし	・建築物などの規制や誘導により、旧海岸線基本軸に残る景色資源と調和した景色の創出を図ります。

(2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸

①概要

臨海部と内陸部を分ける旧衣ヶ浦沿いの海岸線の名残が感じられる資源をおおむね含む幅約 30m の範囲です。

②景色資源の抽出



旧衣ヶ浦海岸基本軸の景色資源分布図

旧衣ヶ浦海岸基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・熊野神社(大浜上町) ・浅間社(浅間町) ・稲荷社(松江町) ・熊野大神社(宮町) ・山神社(山神町) ・清浄院(築山町) ・融通山観音寺(築山町) ・林泉寺(本郷町)	小路、路地	・遊歩道	まとまった緑	・熊野神社(大浜上町) ・熊野大神社(宮町) ・山神社(山神町)
公共施設	・海浜水族館 ・臨海体育館	緑のつらなり	・碧緑地 ・玉津浦緑地	—	—
シンボル	・権現崎灯台 ・石碑(宮町) ・旧火力発電所の煙突	海の記憶	・旧新須磨海岸 ・旧玉津浦海岸 ・旧衣ヶ浦海岸線	—	—
公園	・明石公園 ・臨海公園 ・権現崎緑地	河川、水路	・潮遊池(公有水面※)	—	—
樹木	・イチョウ(浅間町)	—	—	—	—

③歴史と景色特性

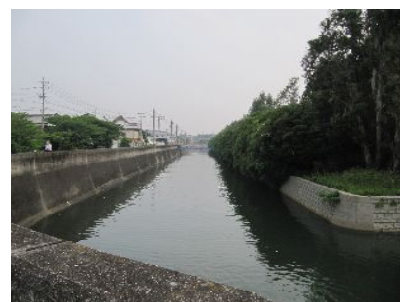
- ・臨海部と旧陸地の境目となる旧海岸線の姿は、今は見られないものの、熊野神社や緑のつらなり等、名残を留めた資源が点在しています。
- ・臨海工業地帯の東に残る潮遊池（公有水面※）との境界線は、臨海部の埋め立て事業が始まった昭和 35 年以前の旧海岸線であり、比較的歴史は浅いものの、旧海岸線を色濃く物語る重要な景色資源となっています。
- ・臨海工業地帯は、埋め立て地に立地し、大規模建造物が建ち並ぶ壮大な景色が広がっています。
- ・権現崎灯台は、衣浦港に新しい灯台ができたことにより役目を終えています。現在は緑地として市民から広く親しまれています。
- ・臨海公園や明石公園は、様々な活動や交流の場として多面的に活用され、本市を代表する広域的かつシンボリックな緑の空間となっています。
- ・臨海工業地帯と市街地の境目の緩衝緑地は、公害防止や緩和並びに、災害の防止を図る緑地として機能しています。

④景色づくりの主な課題

- ・旧衣ヶ浦海岸線の名残を留める緑のつらなりや潮遊池（公有水面※）などの景色資源を保全・活用する必要があります。



緑のつらなり(浅間町)



潮遊池(道場山町)



碧緑地(須磨町)

- ・旧衣ヶ浦の景色資源は、周辺の景色と自然環境に配慮しながら結びつけることで、新たな環境や文化の創出を図る必要があります。
- ・旧衣ヶ浦海岸線の緑のつながりなどの景色資源した建築物などに対するルールづくりが求められます。

⑤景色づくりの目標と基本方針

白砂青松の記憶をつなぎ水と緑に親しむ景色づくり

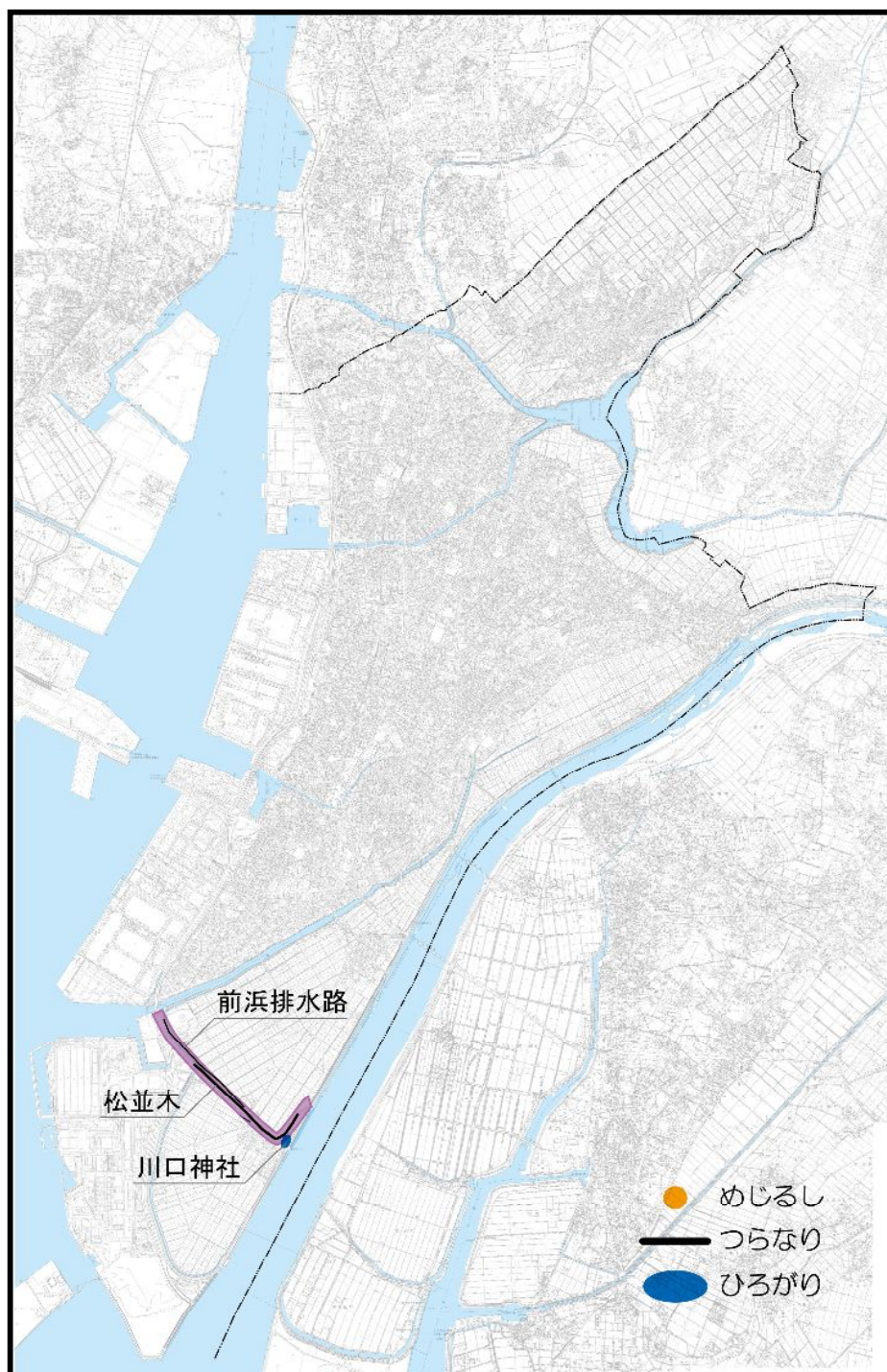
分野	基本方針
自然	・旧衣ヶ浦海岸の景色資源を散策道などで結びつけ、旧衣ヶ浦海岸の歴史を感じられる新たな水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・崖地の植生、社寺林や潮遊池などを保全し生物多様性に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
	・旧衣ヶ浦海岸線の緑地や緑のつながり、潮遊池は、地域を象徴する自然の景色資源として保全・活用を図ります。
歴史	・旧衣ヶ浦海岸基本軸の景色資源は、地域の歴史を物語る重要な景色資源として、保全を図ります。
	・案内板、誘導板や散策道などにより景色資源を結び、歴史を感じられる新たな空間の創出に努めます。
暮らし	・建築物などの規制や誘導により、旧衣ヶ浦基本軸に残る景色資源と調和した景色の創出を図ります。

(3) 旧堤防基本軸

①概要

市南部の旧堤防に連なる豊かな松並木のある道路から、松並木の名残が感じられる資源をおおむね含む両側約 30m の範囲です。

②景色資源の抽出



旧堤防基本軸の景色資源分布図

旧堤防基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
—	—	小道、路地	・小径	まとまった緑	・川口神社(川口町)
—	—	緑のつらなり	・松並木	—	—
—	—	河川、水路	・前浜排水路	—	—

③歴史と景色特性

- ・文政10年(1828年)に大浜村や棚尾村などの村人らが旧衣ヶ浦湾の海に向けて外堤を築き上げたことにより、風雪から人々を守る現在の松並木の景色が誕生しました。
- ・旧堤防につらなる松並木は、本市の歴史を物語る重要な景色資源となっています。
- ・松並木の景色は、市民から広く親しまれており、旧海岸線の名残を留めたまま、緑のつらなりとして田園を縁取っています。



松並木(中田町)



松並木の眺望



松並木と水路(中田町)

④景色づくりの主な課題

- ・旧堤防につらなる松並木や排水路を、周辺の環境に配慮しながら保全・活用する必要があります。
- ・松並木がつらなる景色とその周辺の景色が適切に保全されるように、広域的な視点での建築物などに対するルールづくりが求められます。

⑤景色づくりの目標と基本方針

松並木の自然と眺めを守り活かす景色づくり

分野	基本方針
自然	・旧堤防基本軸の景色資源の保全・活用により、旧堤防の歴史を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・松並木の保全や前浜排水路の水質浄化により、生物多様性に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
暮らし	・遠方からの眺め等に配慮した、建築物などの規制や誘導により、旧堤防につらなる松並木と調和した景色の保全・活用を図ります。

(4) 矢作川基本軸

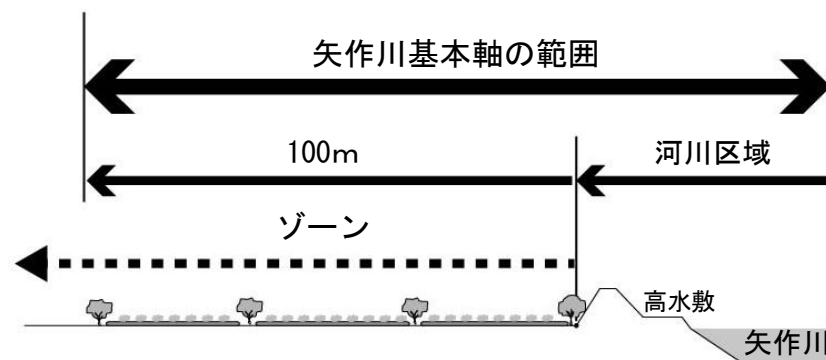
①概要

矢作川と矢作川の河川区域*から、河畔林や矢作川の景色を構成する資源をおおむね含む片側の幅約 100m の範囲です。

②景色資源の抽出



矢作川基本軸の景色資源分布図



矢作川基本軸とゾーンの関係

矢作川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
民間	・老人保健施設ひまわり (H10)	緑のつらなり	・桜づつみ	まとまった緑	・川口神社 (川口町) ・厳島社 (流作町) ・稻荷社 (前浜町)
シンボル	・常夜燈 (鷺林町)	大きな通り	・堤防通り	農業	・前浜の農地 ・田畑 (にんじん畑)
—	—	橋梁	・上塚橋 ・中畑橋 ・棚尾橋 ・矢作川大橋	産業	・あさり漁 ・しじみ漁
—	—	河川、水路	・矢作川 ・鹿乗川 ・旧碧南用水 (鷺林町)	生活	・あさり採り ・しじみ採り

③歴史と景色特性

- ・慶長 10 年 (1605 年)、木戸 (現安城市) から米津 (現西尾市) までを開削し、西南の海へ水を流した掘削工事によって現在の矢作川ができました。江戸時代は、南信濃と西三河を結ぶ交通路として、多くの物資が運ばれました。
- ・堤防の道路に上がれば、碧南市側は広大な田畑と市街地を、西尾市側は遠くに山並みを望め、市民に安らぎを与えています。
- ・河川の中には、あさり漁やしじみ漁の漁船などが浮かぶ景色が広がっています。
- ・現在の矢作川は、釣りやあさり採り、しじみ採りを楽しむ人や桜づつみを散策する人など、市民の憩いの場として重要な役割を担っています。
- ・矢作川に架かる 4 つの橋梁は、まちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



矢作川河口 (川口町)



桜づつみ (三角町)

④景色づくりの主な課題

- ・矢作川や水辺の緑、桜づつみなど豊かな自然環境や景色資源を、周辺の環境に配慮しながら保全・活用する必要があります。
- ・矢作川の堤防や対岸からの景色が適切に保全されるように、矢作川からの眺望を意識した建築物などに対するルールづくりが求められます。
- ・矢作川堤防リフレッシュ道路の事業や矢作川高水敷※の有効利用は、自然環境に配慮し、新たな環境や景色の創出を図る必要があります。



漁船のある風景(河方町)

⑤景色づくりの目標と基本方針

母なる川、矢作川の豊かな自然を感じられる景色づくり

分野	基本方針
自然	・ 矢作川基本軸の景色資源の保全・活用により、矢作川の豊かな自然を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。 ・ 矢作川の自然の景色資源を保全し生物多様性に配慮します。 ・ 在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
暮らし	・ 周辺の景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、矢作川から望む市街地への眺望や矢作川沿いに広がる農地の景色の保全を図ります。 ・ 矢作川堤防リフレッシュ道路の整備は、全ての利用者が周辺の眺望を楽しめるように配慮します。

（５）蜷川基本軸

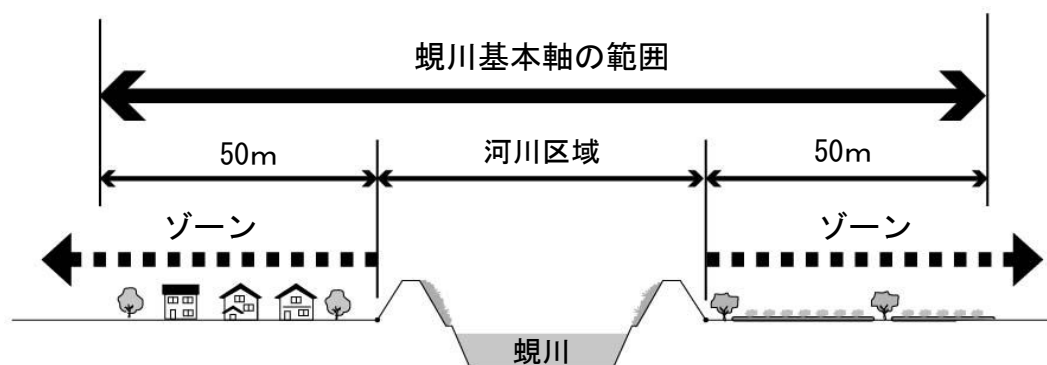
①概要

蜷川沿いと蜷川の河川区域※から、蜷川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約50mの範囲です。

②景色資源の抽出



蜷川基本軸の景色資源分布図



蜷川基本軸とゾーンの関係

蜷川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・権現崎灯台	橋梁	・前浜橋 ・一ツ橋 ・二ツ橋	産業	・ボートのある景色
公園	・権現崎緑地	河川、水路	・蜷川	—	—

③歴史と景色特性

- ・蜷川は、寛文2年（1662年）に油ヶ淵の排水路として開削され、その後江戸時代後期にかけて、伏見屋新田、前浜新田などの造成に伴って延伸され、現在の形態に至っています。
- ・蜷川沿いは、標高※が低く満潮時や高潮時の降雨により、河川の氾濫や高潮による被害を受ける恐れがあります。
- ・伏見屋水門橋を境に、上流と下流では、地盤面と水面の距離の違いから、異なった景色がみられます。
- ・蜷川の河口部は、ボートのある景色が特徴的です。
- ・蜷川の右岸側の河川沿いは、近年土地区画整理事業により良好な都市基盤が形成され、様々な建築様式の住宅が建ち並んでいます。
- ・河川沿いの道路は、水面と周辺に広がる農地を望め、市民の憩いの空間となっています。
- ・蜷川に架かる3つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



権現橋周辺



志貴橋周辺



一ツ橋周辺

④景色づくりの主な課題

- ・蜷川の自然環境や景色資源を、周辺の環境に配慮しながら保全・活用する必要があります。
- ・蜷川からの景色が適切に保全されるように、蜷川からの眺望に配慮した建築物などに対するルールづくりが求められます。

- ・高潮や洪水の被害を受ける恐れがある蜷川沿いは、浸水対策に配慮しながら景色づくりを行う必要があります。
- ・蜷川沿いのボートのある特徴的な景色を活かすために、適正な管理が求められます。

⑤景色づくりの目標と基本方針

蜷川とふれあえる潤いのある景色づくり	
分野	基本方針
自然	・蜷川基本軸の景色資源の保全・創出や、親水空間の創出により、蜷川とふれあえる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・蜷川の自然の景色資源を保全し生物多様性に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
暮らし	・周辺の景色との調和に配慮した、建築物などの規制や誘導により、蜷川から望む市街地への眺望や蜷川沿いに広がる農地の景色の保全を図ります。
	・蜷川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取り組みが図られるよう、総合的に検討します。
産業	・ボートのある特徴的な景色を活かせるように、適正な管理がなされるように努めます。

（６）新川基本軸

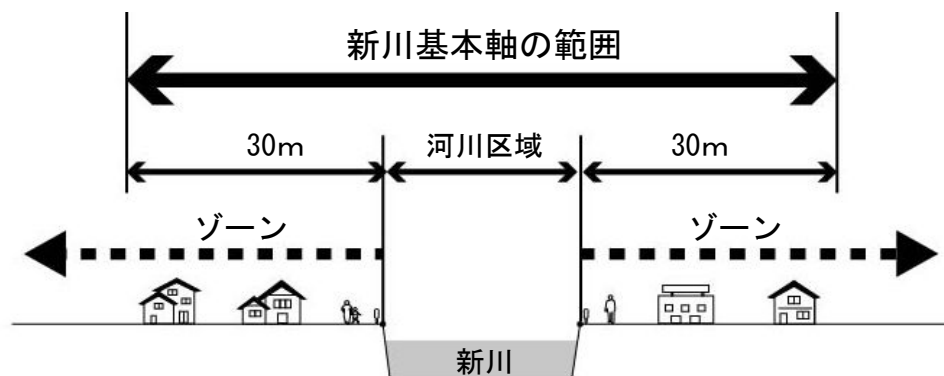
①概要

新川沿いと新川の河川区域*から、新川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②景色資源の抽出



新川基本軸の景色資源分布図



新川基本軸とゾーンの関係

新川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・住吉社（住吉町）	小道、路地	・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・新川水門	橋梁	・曳舟橋 ・権江橋 ・浜尾橋 ・掘方橋 ・鼈橋 ・水門橋 ・新川橋 ・港新川橋 ・レンガの鉄道橋	—	—
生活	・釣り人のいる景色	河川、水路	・新川	—	—

③歴史と景色特性

- ・新川は、宝永二年（1705年）から二年余りの年月をかけて、矢作川の流砂のための排水路として完成し、当時は新堀川と呼ばれていました。
- ・河川沿いは、周辺の台地から豊富に発掘できる粘土を原料として窯業が発達し、現在もレンガ造りの煙突のある工場が残っており、特徴ある景色が見られます。
- ・河川の両岸は、ほぼ全ての区間で道路が整備されており、水辺に近寄りやすくなっています。
- ・近年は窯業の工場跡地に新興住宅も建ち並び、新しい家並みが展開していますが、川に背を向けた土地利用がされています。
- ・河川沿いの一部に残っている緑のつらなりは、水と緑が潤う豊かな景色を生み出しています。
- ・新川には、7つの橋梁が架かっており、これらはまちとまちとを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



水門橋周辺



曳舟橋周辺

- ・新川は、感潮河川※であるため、海と川の釣りを楽しむ人が集う場となっており、特に道路沿いにハゼ釣りの人が並ぶ景色は、夏の風物詩です。



掘方橋周辺

④景色づくりの主な課題

- ・新川の自然環境や景色資源を、周辺の環境に配慮しながら保全・活用する必要があります。
- ・新川基本軸特有の景色である河川沿いに建ち並ぶ地場産業の景色の保全が求められます。
- ・新川の橋梁からの眺望や新川沿いのまちなみが適正に保全されるように、建築物などに対するルールづくりが求められます。
- ・高潮や洪水の被害を受ける恐れがある新川沿いは、浸水対策に配慮しながら景色づくりを行う必要があります。

⑤景色づくりの目標と基本方針

新川とともに歩む歴史と水辺に親しむ景色づくり

分野	基本方針
自然	・新川基本軸の景色資源の保全・創出や、親水空間の創出により、新川の歴史を感じられる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。 ・新川の自然の景色資源を保全し生物多様性に配慮します。 ・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
歴史	・古くから続いてきた地場産業のある景色は、いつまでも歴史を感じられる住工共生の景色として、地区計画などの活用により、保全に努めます。
暮らし	・橋梁からの眺望、新川沿いのまちなみに配慮した、建築物などの規制や誘導により、新川沿いを含む新たな憩いの景色の創出を図ります。 ・新川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取り組みが図られるよう、総合的に検討します。

(7) 堀川基本軸

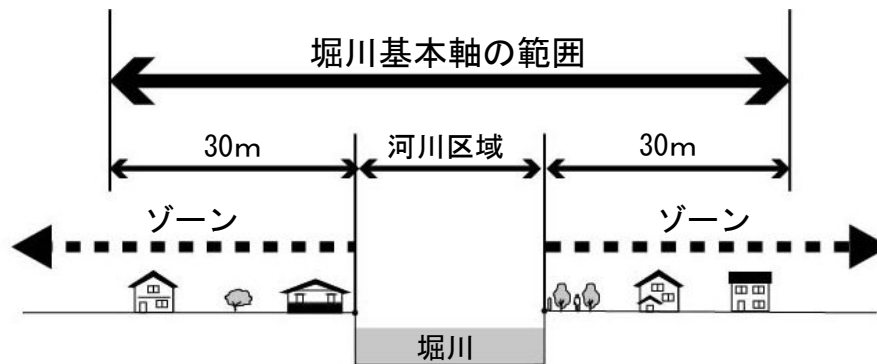
①概要

堀川沿いと堀川の河川区域※から、堀川の景色を構成する資源をおおむね含む両側の幅約30mの範囲です。

②景色資源の抽出



堀川基本軸の景色資源分布図



堀川基本軸とゾーンの関係

堀川基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
寺社	・稲荷社(浜寺町)	小道、路地	・小径 ・川べりの遊歩道	—	—
公共施設	・旧大浜警察署 ・堀川ポンプ場 ・大浜水門	緑のつらなり	・堀川緑地 ・堀川緑地南部	—	—
公園	・辻広場※	橋梁	・子種橋 ・上源氏橋 ・源氏橋 ・高与橋 ・湊橋 ・堀川橋	—	—
生活	・祭り(山車：三番 叟)	河川、水路	・堀川	—	—

③歴史と景色特性

- ・堀川は、寛永元年（1624 年）の矢作川の氾濫によって、大浜の塩田が埋没し、棚尾町、大浜町の排水を旧衣ヶ浦湾に流すために作られ、明治時代の終わりまで塩田への水路としても用いられていました。
- ・河口付近は、河川に沿うように、建築物などが建ち並んでいます。
- ・河川沿いは、趣のある住宅や神社・仏閣、祭事も多く残っています。
- ・河川沿いの商店や公民館などは、地域の憩いの場、コミュニティの拠点として利用されています。
- ・河川の沿道は、地域コミュニティの場として堀川緑地や辻広場※が整備され、市民の憩いの場となっています。
- ・昭和時代前期までは、子どもが水遊びや釣りを楽しむ姿がみられましたが、一時は河川の汚れから、川で遊ぶ人々の姿は見受けられなくなりました。近年、下水道の整備と覆砂により、きれいな水辺の景色が取り戻されつつあります。



堀川沿い



湊橋周辺

- 堀川に架かる7つの橋梁は、まちとまちを結ぶだけでなく、重要な景色資源となっています。



辻広場※

④景色づくりの主な課題

- 堀川の自然環境や景色資源を、周辺の環境に配慮しながら保全・活用する必要があります。
- 堀川特有の景色である趣のある住宅や社寺が建ち並ぶ景色の保全が求められます。
- 堀川沿いのまちなみの景色が適正に保全されるように、建築物などに対するルールづくりが求められます。
- 堀川は、市街地を流れる貴重なオープンスペースであるため、そこに暮らす人々と河川の繋がりが深まるような土地利用が求められます。
- 高潮や洪水の被害を受ける恐れがある堀川沿いは、浸水対策に配慮しながら景色づくりを行う必要があります。
- 憩いの空間の創出のために、堀川緑地や辻広場※などの既存施設や、寺社などを活用することが求められます。

⑤景色づくりの目標と基本方針

堀川のにぎわいを再生し水辺に親しむ景色づくり

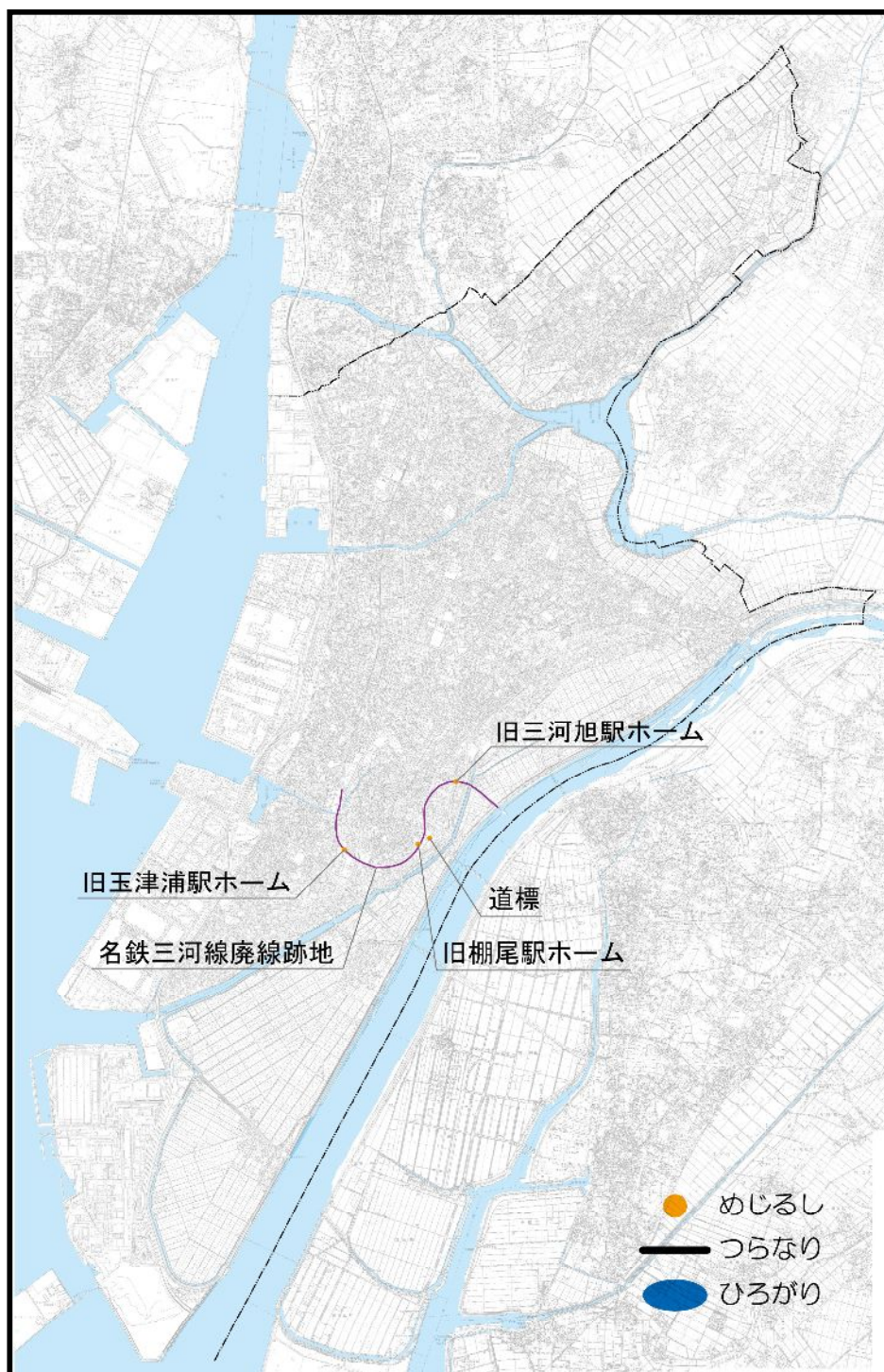
分野	基本方針
自然	・堀川基本軸の景色資源の保全・創出や、親水空間の創出により、水辺に親しめる水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いの空間の創出を目指します。
	・堀川の自然の景色資源を保全し生物多様性に配慮します。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
歴史	・趣ある倉庫や住宅が河川沿いに建ち並ぶ景色は、かつての水運の名残を物語る景色として、建築物などの規制や誘導により、保全を図ります。
暮らし	・橋梁からの眺望、堀川沿いの見通しや趣あるまちなみに配慮した、建築物などの規制や誘導により、堀川を特徴づける独特な景色の保全・創出を図ります。
	・堀川と周辺地域が一体となったまちなみの創出を目指し、地域の合意形成を図りながら、周辺の建築物などは河川側に顔を向けた商業系の土地利用の誘導を検討します。
	・堀川流域の高潮や洪水の浸水被害への治水対策を考慮しながら、景色の創出への取り組みが図られるよう、総合的に検討します。
	・緑地や社寺林の保全、既存の広場の活用により、憩いの空間を創出します。

(8) 旧名鉄三河線基本軸

①概要

平成16年3月に廃線となった名鉄三河線の碧南駅から矢作川堤防までの名鉄三河線廃線跡地とそれに隣接するおよそ1宅地を含む範囲です。

②景色資源の抽出



旧名鉄三河線基本軸の景色資源分布図

旧名鉄三河線基本軸の主な景色資源					
めじるし		つらなり		ひろがり	
シンボル	・旧駅のホーム ・道標(志貴崎町)	境界	・廃線跡地	—	—

③歴史と景色特性

- ・大正 15 年（1926 年）に大浜港（現：碧南駅）より松木島駅まで開通し、玉津浦駅、棚尾駅、三河旭駅の 3 駅が市内にでき、玉津浦海水浴場や毘沙門さんの縁日に訪れる人で賑わいました。
- ・近年においても、地域住民の通勤通学の足として親しまれていましたが、利用者の減少により名鉄三河線の碧南駅から吉良吉田駅間は、平成 16 年 3 月 31 日に廃線となりました。
- ・線路や鉄橋などは撤去されていますが、旧駅のプラットホームの一部や縦断的な廃線跡地は残っており、昔の景色を思い浮かべる場所となっています。



廃線跡地(志貴崎町)



ホームと廃線跡地(塩浜町)



廃線跡地(塩浜町)

④景色づくりの主な課題

- ・名鉄三河線の廃線跡地に面する河川や景色資源を、保全・活用する必要があります。
- ・名鉄三河線の廃線跡地の利用にあたっては、残存するプラットホームなどの歴史を思い起こさせる景色資源の活用が求められます。
- ・名鉄三河線の廃線跡地の新たな景色づくりのために、周辺の建築物などへのルールづくりが求められます。

⑤景色づくりの目標と基本方針

鉄道の名残を活かしまちの骨格を創造する景色づくり

分野	基本方針
自然	・名鉄三河線の廃線跡地の整備と合わせて、廃線跡地に面する民有地や水辺空間の緑化や、歩行空間の創出により、交流の場となる新たな水と緑のネットワーク※を形成し、ゆとりと潤いのある空間の形成を図ります。
	・在来種※での緑化に努め、生物多様性に配慮します。
歴史	・かつての名鉄三河線の記憶を思い起こし、歴史を感じられる新たな空間の創出を図ります。
暮らし	・沿道を含む民有地の建築物などの規制や誘導により、名鉄三河線の廃線跡地と調和したまちなみの形成を図ります。